

I C T 施設園芸モデル整備事業実施要領

令和元年5月24日元農産第429号農林水産部長通知
改正 令和5年4月1日5農産第259号農林水産部長通知
改正 令和6年3月27日6農産第242号農林水産部長通知

第1 目的

集約型園芸作物においてI C T技術と低コスト耐候性ハウス等を組み合わせた施設の整備を支援することにより、高品質・高収益なI C T施設園芸のモデルを育成することとする。

本事業は、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）、農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号。以下「補助金交付要綱」という。）及びこの要領の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

第2 実施主体

本事業を実施しようとする者（以下「実施主体」という。）は、農業法人又は農業者とし、(1)又は(2)、かつ(3)及び(4)をすべて満たすこととする。

- (1) 府内に事業所を持ち営農している農地所有適格法人又は農地等の使用貸借権若しくは賃借権を取得している法人
- (2) 事業後3箇年以内に農地所有適格法人を目指す者
- (3) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に規定する農業経営改善計画について認定を受けている者）又は京都府地域計画策定・実現推進事業実施要領（令和5年4月1日付け5経第254号京都府農林水産部長通知）の規定に基づき地域計画に位置付けられた者（ただし、令和7年3月までは京力農場プランの中核的担い手に位置付けられた者でも可）
- (4) 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から3箇年以内に改善が見込まれ、かつ金融機関の支援が確実に受けられること。

第3 事業の内容等

本事業の対象作物、事業内容、事業期間、採択要件及び補助率等については別表に定めるとおりとする。

第4 事業の実施等

1 事業計画の申請等

- (1) 本事業を実施しようとする実施主体は、事業申請書（別記第1号様式）を広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町にあつては知事、以下「広域振興

局長等」という。)に提出するものとする。

(2) 知事は(1)の事業申請書の提出があったときは、次の事項をもとに順位付けを行い、予算の範囲内で採択者を決定することとする。

ア ICT施設園芸のモデル性（高品質・高収益）

イ 生産性向上の達成見込み

ウ 年間売上高の達成見込み

エ 環境負荷低減事業活動実施計画の認定状況

(3) 事業申請書の変更については、事業変更承認申請書（別記第2号様式）を用い、その手続については上記(1)の規定を準用するものとし、知事はこれを審査し、内容が適当であると認められる場合は、実施主体に対し、承認を行うものとする。

なお、本要領に基づく事業申請書の変更を要するものは、補助金交付要綱別表の変更の欄に定める内容と同様とする。

2 事前着手

実施主体が、交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、あらかじめ広域振興局長等の指導・助言を受けた上で、交付決定前着手届（別記第3号様式）を広域振興局長等に提出したときは、この限りではない。

3 補助金の交付申請等

(1) 実施主体は、事業採択を受けた後、補助金交付要綱第3条の規定により、採択を受けた事業の実施に要する経費について、別記第4号様式により、広域振興局長等に補助金交付申請書を提出するものとする。

(2) 実施主体が補助金交付要綱第4条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更承認申請書（別記第5号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

なお、交付申請の変更を要するものは、補助金交付要綱別表の変更の欄に定める内容とする。

4 事業の実施

本事業により整備した施設については、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済制度又は民間事業者が提供する保険に加入するものとする。

5 実績報告

実施主体は、事業完了後速やかに、補助金交付要綱第5条の規定により実績報告書（別記第6号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

6 概算払

(1) 知事は事業実施上必要と認めるときは、補助金交付決定額の範囲内において、概

算払をすることができる。

- (2) 実施主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記第7号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

7 実施状況等の報告

実施主体は事業実施状況報告書（別記第8号様式）を事業完了日が属する年度の翌年度から5箇年度までの毎年度、当該年度の翌年度の6月末日までに広域振興局長等に提出するものとする。

第5 推進及び指導體制

府は事業の円滑な推進を図るため、事業の実施に必要な指導、普及啓発等を行うとともに、必要に応じて一般社団法人京都府農業会議と連携するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年5月24日から施行する。

附 則（5農産第259号）

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（6農産第242号）

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

対象作物	事業内容	事業期間	採択要件	補助率等
園芸作物	<p>1 低コスト耐候性ハウス等の設置 50m/s 以上の風速又は 50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有し、設置コストが同規模・同強度の鉄骨ハウスの7割以下である低コスト耐候性ハウス及びこれに付帯する施設の設置</p> <p>2 ICT技術の導入 情報通信技術を活用して、作物生産に最適な環境を自動制御することにより、高品質・高収益な施設園芸栽培（ICT施設園芸モデル）を確立するために必要な設備、装置等の導入</p> <p>1、2ともに必須とする</p>	<p>1年以内</p> <p>ただし、交付決定日が属する年度内に事業完了すること</p>	<p>次の要件のすべてを満たすこと。</p> <p>1 事業完了後3箇年以内に、経営全体で年間の売上額が2,000万円を超える計画であること。</p> <p>2 需要に結びついた生産により事業後3箇年以内に当該品目における生産性が20%以上向上する計画であること。</p> <p>3 事業費総額の30%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。</p>	<p>補助対象経費の10分の3以内。</p> <p>ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。</p>